

令和7年の最低賃金

いつもお世話になっております。

令和7年の最低賃金が決定致しましたので
抜粋してご案内いたします。

○最低賃金○

都道府県	最低賃金時間額 【円】	引上げ額 【円】	引上げ率 【%】	発効日
東京	1,226 (1,163)	63	5.4	令和7年10月3日
大阪	1,177 (1,114)	63	5.7	令和7年10月16日
兵庫	1,116 (1,052)	64	6.1	令和7年10月4日
京都	1,122 (1,058)	64	6.0	令和7年11月21日
奈良	1,051 (986)	65	6.6	令和7年11月16日
全国加重平均	1,121 (1,055)	66	-	-

括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額です

いかがでしょうか。抜粋のため表示されておりませんが、今回の変更が全て
適用されると、どの都道府県でも働いたとしても時給が4桁になります。

つまり、全ての都道府県で時給が1000円以上となります。

ただし、適用は都道府県においてとてもはらつきが
出ている場所によっては令和8年にならないと
適用されないところもあります。

なお、最低賃金は月給の方であたっても
時給換算で最低賃金を上回る必要が
ございますので、くれぐれもご注意ください。



メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。